

行政文書公開決定通知書

4 観名保第 14 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 13 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議 第 1 回 議事録 (要旨) ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議 第 2 回 議事録メモ		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 4 年 4 月 27 日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

行政文書非公開決定通知書

4 観名保第 13 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 13 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議の内容がわかるもの（会議概要、会議資料を除く）平成 30 年 3 月 29 日開催分 ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議の内容がわかるもの（会議概要、会議資料を除く）平成 30 年 5 月 7 日開催分 ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議の内容がわかるもの（会議概要、会議資料を除く）令和 2 年 4 月 13 日開催分 ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議の内容がわかるもの（会議概要、会議資料を除く）令和 3 年 11 月 8 日開催分
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



行政文書公開決定等期間延長通知書

4 観名保第 12 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 13 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・竹中工務店名古屋支店との打ち合わせ記録 (平成 28 年 12 月 5 日) 名古屋城木造復元事業関係分 ・市長と竹中工務店との面談メモ (平成 28 年 11 月 28 日) 名古屋城木造復元事業関係分
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	<p>令和 4 年 4 月 13 日 から</p> <p>令和 4 年 4 月 27 日 まで</p>
延長する期間	<p>令和 4 年 4 月 28 日 から</p> <p>令和 4 年 5 月 27 日 まで</p>
延長の理由	<p>一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。</p>
備考	<p><期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>



行政文書公開決定等期間延長通知書

4 観名保第 11 号
令和 4 年 4 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 13 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

<p>行政文書の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度当初予算 (継続) 名古屋城天守閣の整備 予定額 344,660 千円の各内訳の見積根拠がわかるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施設計 15,000 千円 <ul style="list-style-type: none"> ア 設計業務 設計図作成、構造解析、現状変更許可真正書類作成 イ 調査業務 史実調査 (2) 設計監理等支援業務委託 15,000 千円 天守閣整備事業に係る技術面及び法務面に関する支援 (3) 木材の製材 99,985 千円 柱や梁などの主架構木材の保管費 (4) 石垣調査等 214,675 千円 <ul style="list-style-type: none"> ア 石垣保存方針の策定に向けた調査 イ 天守台周辺石垣対策計画策定 ウ 石垣モニタリング (天守台石垣) ・ 令和 4 年度当初予算 (継続) 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 予定額 39,386 千円の内訳の見積根拠がわかるもの
<p>名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間</p>	<p>令和 4 年 4 月 13 日 から 令和 4 年 4 月 27 日 まで</p>